



行政相談マスコット「キクーン」

困ったら一人で悩まず
行政相談

MIC Ministry of Internal Affairs
and Communications

令和8年8月28日
熊本行政評価事務所

行政相談月間

9月1日(火)～10月31日(土)

総務省では、行政相談制度及び行政相談委員制度の認知度向上のため、毎年9月から10月の2か月間を「行政相談月間」とし、行政相談活動や広報活動を重点的に実施しております。

熊本行政評価事務所では、行政機関や弁護士などの専門家が一堂に会する

「行政とくらしの困りごと相談所」を

熊本市（9月16日(水)）で開設します！（予約優先）

また、県内の各市町村に配置されている、総務大臣から委嘱された行政相談委員も、公民館などの皆様の身近な場所で相談所を開設する予定です。

※令和8年熊本地震により、開設が困難となっている相談所もあります。

<お問合せ先>

担 当：行政相談課 安井、松本
電 話：096-324-1662
E-mail：kumam30@soumu.go.jp

「行政とくらしの困りごと相談所」 開設予定

日 時	場 所	参加予定機関
9 月 16 日 (水) 12 時 30 分～ 15 時 30 分	くまもと県民交流館 パレア 10 階パレアホール (熊本市中央区手取 本町 8-9)	18 機関・団体 熊本地方法務局、熊本国税局、熊本労働局、熊本河川国道事務所、日本年金機構熊本西年金事務所、住宅金融支援機構九州支店熊本センター、熊本県、熊本県警察本部、熊本市、熊本公証人合同役場、熊本県弁護士会、熊本県司法書士会、熊本県土地家屋調査士会、熊本県行政書士会、熊本県宅地建物取引業協会、熊本人権擁護委員協議会、行政相談委員、熊本行政評価事務所

※ ご相談は「予約優先」ですので、予約受付期間中に熊本行政評価事務所 (096-324-1662)までお電話ください。

(予約受付期間)

9 月 9 日 (水) ～15 日 (火) (土日除く。) 9 時～16 時 45 分

「行政とくらしの困りごと相談所」では・・・

- 行政機関や専門家（弁護士、司法書士等）が一堂に会して、相談をお受けします！
- 複数の相談や、一つの相談が複数の機関・団体にまたがる場合も、この相談所 1 か所で相談することができます（予約優先）。

※ 令和 8 年熊本地震により被災された方々からのご相談にも応じます。



(過去の「行政とくらしの困りごと相談所」の様子)

参考

<総務省の行政相談とは>

国の行政に関する苦情や意見・要望などを受け付け、相談者と関係機関との間に立ち、関係行政機関とは異なる立場から、その解決を促進し、行政の制度や運営の改善を目指すものです。

また、県や市町村に関する苦情や意見・要望であっても、必要に応じて、相談内容を関係機関に連絡しています。

これらの相談は、行政苦情 110 番、インターネット等様々な窓口で受け付けており、さらに、総務大臣から委嘱された行政相談委員が各市町村に配置され、住民からの相談をお聴きし、助言・関係機関への連絡等を行っています。

< 行政相談の流れ（イメージ図） >



<行政相談委員とは>

行政相談委員法(昭和 41 年法律第 99 号)に基づき、総務大臣から委嘱された民間有識者で地域住民の気軽な相談窓口として、全国に約 5,000 人、熊本県内に 107 人(令和 8 年 8 月 1 日現在)配置されています。行政相談委員は、無報酬で住民から国などの仕事に関する相談を受け、その解決のために、助言や関係機関に対する連絡などを行っています。